



2026年6月17日

各 位

会 社 名 バリュークリエーション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新谷 晃人  
(コード：9238、東証グロース市場)  
問合せ先 執行役員 経営企画部 和田 晃一  
(TEL. 03-5468-6877)

### 再発防止策に関するお知らせ

当社は、2026年5月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしました事案に関し、特別調査委員会から受領した調査報告書における原因分析及び提言内容を厳粛に受け止め、本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 原因分析及び再発防止策の基本方針

当社は、本件事案の発生原因として、上流代理店及び下流代理店との取引実態を独立して検証する手続が十分に機能していなかったこと、営業部門、広告運用部門及び管理部門間における情報共有及び牽制体制が十分に機能していなかったこと、並びに内部監査及びモニタリング体制が十分に機能していなかったことなどの内部統制上の課題があったものと認識しております。

特に、特別調査委員会より提言を受けた「成果物の開示を受けることができない下流取引先との仲介取引は行わない」という基本原則については、本件再発防止策の中核となる重要な考え方であると認識しております。

当社は今後、成果物、媒体実績、広告掲載実績その他の取引実態を当社自ら客観的に確認できる取引を原則とし、成果物の開示を受けることができない下流取引先を介在させた仲介取引については実施しない方針といたします。

また、例外的に仲介取引を実施する場合であっても、成果物、媒体実績及び広告掲載実績等の客観的資料により取引実態を十分に検証できることを取引開始及び継続の前提条件といたします。なお、現在継続している仲介取引が存在しますが、取引実態は確認できているため取引を継続しております。

当社は、これらの課題を踏まえ、以下の再発防止策を速やかに実施し、内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることで、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

#### 2. 再発防止策の概要

##### (1) 成果物確認手続の厳格化

当社は、成果物、広告掲載実績及び媒体実績等の取引実態を客観的資料により確認する手続を制度化いたします。

仲介取引については、契約時に取引基本契約書において当社が定期的に成果物等の確認を求めることができ旨、及び当社の確認要請に応じない場合には取引を停止できる旨を明記する条項を設ける方針です。また取引実施時には成果物確認を取引開始及び継続の必須要件とし、成果物、広告掲載実績及び媒体実績等の確認が完了しない取引については原則として実施しない運用を導入いたします。

また、デジタルマーケティング事業部による確認結果について、経営企画部による独立した確認を実施することで、二重チェック体制を構築いたします。

##### (2) 下流取引先に対する審査体制の強化

当社は、下流取引先との取引開始前に、事業実態、受注能力及び広告運用体制等を確認する事前審査制度を導入いたします。

仲介取引を実施する場合には、「外注先チェックリスト」による審査を必須とし、審査手続を完了していない

取引先との取引開始を認めない運用といたします。

また、新規外注先の選定については稟議承認を必須とし、取引規模が一定金額以上となる案件については、その重要性に応じて取締役会による事前承認の対象とする運用を導入いたします。

### （3）取引情報の組織的共有及び牽制機能の強化

当社は、営業部門、広告運用部門及び管理部門による組織横断的な情報共有体制を構築し、特定担当者への依存を排除するための牽制機能を強化いたします。

仲介取引については、案件又はクライアントごとの情報共有体制を制度化し、営業担当者のみならず上席者を含めた複数名による確認を行う体制を整備いたします。

さらに、経営企画部及び内部監査担当者が取引状況を把握できる環境を整備することで、部署横断的な情報共有及びモニタリングを実施し、不適切な取引の早期発見及び未然防止を図ります。

### （4）内部監査及びモニタリング機能の強化

当社は、仲介取引に係る内部監査手続及びモニタリング体制を見直し、再発防止策の運用状況を継続的に検証する体制を構築いたします。

具体的には、上記（1）から（3）までの統制手続を内部監査項目として追加し、その運用状況について定期的な監査及び評価を実施いたします。

また、監査結果については取締役会での報告事項として経営陣へ報告するとともに、改善事項が認められた場合には速やかに是正措置を講じる運用を導入し、再発防止策の実効性を継続的に検証してまいります。

## 3. 再発防止策の実施スケジュール

項目	実施時期（予定）	主管部署
成果物確認手続の厳格化	2026年6月～	デジタルマーケティング事業部・経営企画部
下流取引先審査制度の導入	2026年6月～	デジタルマーケティング事業部・経営企画部
情報共有及び牽制体制の強化	2026年6月～	デジタルマーケティング事業部・経営企画部
内部監査及びモニタリング機能の強化	2026年7月～	内部監査室

## 4. 今後について

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、上記再発防止策を着実に実行するとともに、内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じて、皆様からの信頼回復及び企業価値の向上に努めてまいります。

以 上